（第６条第２項関係）

名義使用許可申請書

（和暦）　年　　月　　日

　　国立大学法人徳島大学長　殿

申請企業等名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　国立大学法人徳島大学等における名義使用に関する要項第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり、徳島大学の名義を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  | 徳島大学の研究担当者（代表者）確認欄 |
|  | □ 宣伝広報等の内容が事実に相違ないことを確認しました。所属・職氏名（署名） |
| 使用する名義 |  |
| 適用条項（次頁備考参照） | 第６条第１項第　　　　号 |
| 使用目的 |  |
| 使用の根拠となる契約等の内容 |  |
| 宣伝広報等の内容 | ※掲載するメディア、媒体とその具体的な内容を記載し、イメージ図を添付してください。※商品の場合は、写真、設計図、カタログ等の資料を添付してください。 |
| 使用期間 |  |
| 連絡先（担当者　氏名・住所） |  |

備考

１　国立大学法人徳島大学等における名義使用に関する要項（令和２年７月２１日学長裁定）

（抜粋）

第２条 本学の名義は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国立大学法人徳島大学

(2) 徳島大学

(3) 徳大

(4) Tokushima University（大文字表記を含む。）

　　（営利使用の制限）

第６条　本学の名義は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、学長の許可を得たときは、この限りでない。

　(1)　外部の機関との共同研究及び受託研究等の研究成果に関する宣伝広報

(2)　外部の機関との共同研究及び受託研究等の研究成果に基づいて開発する製品の宣伝広報

(3)　本学が認定した大学発ベンチャーの活動に係る宣伝広報

(4)　本学の名義を使用した商品の販売

(5)　その他学長が特に必要と認めるもの

２　前項ただし書に基づき名義使用の許可を得ようとする者は、使用目的及び広報内容等の詳細を総務部総務課に提出し、学長の許可を得なければならない。この場合において、学長は当該名義使用が適正に実施されるよう、研究支援・産官学連携センターに使用しようとする内容を確認させるものとする。

２　添付書類等

・根拠となる共同研究契約書、受託研究契約書等の写し

・掲載するメディア、媒体とその具体的な内容を記載し、イメージ図

・商品の場合は、写真、設計図、カタログ等の資料及び価格等の参考情報

・申請企業等の概要がわかる資料

このほかに、審査に必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

３　確認事項

□ 徳島大学は当該の商品、製品およびサービス等の宣伝広報の内容にかかる一切の責任を負い わない。

□ 徳島大学名義の使用にかかる記載内容が徳島大学の研究成果の事実に基づいた内容であること。実際の実験データ、科学的根拠、客観的データ等に基づいた事実のみを記載すること。

* 徳島大学が当該商品等の効果効能、機能および規格等を説明する内容になっていないこと。
* 徳島大学に製造物責任が及ぶと誤認されるような表示をしないこと。

例えば「徳島大学との共同開発」「徳島大学と開発した」等の文言は、徳島大学が製品開発に関わったと捉えられ、大学側に製造物責任が及ぶリスクがあり適切ではありません。

* 宣伝広報の内容が薬機法など各種法規に抵触していないこと。
* 徳島大学の研究担当者に、本件申請内容について事前に了解を得、申請書の確認欄に署名していること。

　申請書受領後、関係教員等に申請内容を確認することがありますので、必ず事前に説明をお願いします。